

3 源 泉 所 得 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成21年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成21年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
(2) 配当所得

| | 平成16年1月～18年4月 | 平成18年5月～20年12月 | 平成21年1月～23年12月 |
|--|----------------------------|---|------------------|
| 上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等 | | 総合課税 | 総合課税と申告分離課税の選択適用 |
| 源泉徴収税率 | | 7%（注1） | |
| 確定申告不要制度 | | 適用（上限なし） | |
| 上記以外の配当等（未上場株式の配当等など） | | 総合課税 | |
| 源泉徴収税率 | | 20% | |
| 確定申告不要制度 | 1銘柄当たり1回5万円 (年1回10万円)以下 | 1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下 | |
| 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配 | | 源泉分離課税 | |
| 源泉徴収税率 | | 15%（注2） | |

（注1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要

（注2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
(5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
(6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」... (略)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%

- (7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- (イ) 原稿料等（所得税法第204条1項1号）
弁護士、税理士等（同条1項2号）
職業野球選手、騎手等（同条1項4号）
芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）
契約金（同条1項7号）
- 1回の支払金額 100万円までの部分 10%
〃 100万円超の部分 20%
- (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号） = 1回の支払金額1万円超の部分
職業拳闘家（同条1項4号） = 1回の支払金額5万円超の部分
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号） = 月中の支払金額12万円超の部分
バー、キャバレーのホステス等（同条1項6号、措置法第41条の20）
= (5千円×計算期間の日数) を超える部分
広告宣伝の賞金（同条1項8号） = 1回の支払金額50万円超の部分
- 10%
- (ハ) 診療報酬（同条1項3号） = 月分の支払金額20万円超の部分 10%
(ニ) 公的年金等（所得税法第203条の2） = ((公的年金等の支給額) - (控除額))
A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5%
B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%
- (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）
= (支払う年金の額 - その年金額に対応する保険料又は掛金の額) で25万円以上のもの 10%
- ロ 内国法人に対して支払われるもの
・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第174条第10号）
= (賞金の額の20% + 60万円) を超える部分 10%